

新型コロナウイルス感染症に係る対応検証報告について

新型コロナウイルス感染症については、現在、オミクロン株を中心とした、第6波への対応を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に向けた取組を進めています。

また、全庁においてこれまで、中止・延期としていたイベントや事業を一部再開したほか、経済対策を実施するなど、市民生活や市内経済の活性化に向けて取り組んでいます。

こうした中、令和3年11月18日開催の市議会災害対策等特別委員会において報告できなかった、全庁各部局における取組・検証内容について報告するものです。

1 国・県・市の対応状況

令和3年9月30日に緊急事態宣言を解除した後、国は、基本的対処方針を見直し、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」と従来のステージ分類に代わる「新たなレベル分類の考え方」を示しました。

それを受け、県は、県民・事業者に対し基本的な感染防止対策の徹底の働きかけをしつつ、行動制限緩和など社会経済活動の促進に向けた取組を示し、また、国の示した新たなレベル分類と県の病床確保フェーズの関係を整理し、医療提供体制のひっ迫を招かぬよう、病床確保の充実と早期の体制確保を決定しました。

県は、オミクロン株の県内初の市中感染確認後の、令和4年1月6日に、病床確保フェーズを「1」から「3」に、感染状況や医療逼迫状況を示すレベルを「1」から「2」に引き上げました。

保健所を中心とした、市の感染防止等の取組としては、相談体制・検査体制を拡充し、積極的疫学調査については、現場の状況に即応するために感染状況の見える化、保健師業務と事務職業業務の業務整理などを図りました。また、業務習熟度向上のための人員ローテーションを実施するなど保健師の人材育成にも努めました。年明け以降、自宅療養者が増加傾向にありますが、医師会と連携し、「地域療養の神奈川モデル」を継続的に実施しています。また、ワクチン3回目接種の準備を進めるとともに、更なる体制強化のため、保健予防課に新型コロナウイルス感染症対策担当を、令和4年1月1日に設置しました。

2 新型コロナウイルス感染症発生後の本市の状況

新型コロナウイルス感染症に関する相談では、ふじさわコロナこころの相談専用ダイヤルを設置し、これまでに210件の相談が寄せられました。そのほか、藤沢コロナ受診相談センター及び藤沢市保健所一般電話相談において、相談に対応しました。

生活相談では、住居確保給付金や、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請に関する相談が寄せられ、特に住居確保給付金の相談件数は、前年度比で約30倍となりました。

労働に関する相談では、解雇や賃金不払い等に関する労働相談の相談件数や、就労を中心としたキャリアカウンセリングを行う「働き方相談室」の利用者数がコロナ禍において増加しました。

子育てに関する相談では、子育て支援センター及びつどいの広場において、一定期間「ひろば」を休所していましたが、電話による相談等に対応したほか、ひとり親家庭を対象とした相談窓口において、相談に対応しました。

市民への生活支援では、税料等に関する支援として、市税の徴収猶予の特例制度のほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の納付額の減免又は納付猶予を行いました。

事業者への経済支援では、「藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金」や、「藤沢市中小企業事業継続支援金（第1弾・第2弾）」を交付し、今後も市内で事業継続するための支援を行ったほか、「テレワーク等導入支援事業費補助金」を交付し、新しい生活様式に対応した働き方への移行の促進に取り組みました。

その他の支援としては、消毒用のアルコール不足に対応するため、微酸性電解水の配布、フードバンクやフードドライブの取組、市が実施する健診の期間延長、高齢者インフルエンザ予防接種の無償化などに取り組みました。

市民利用施設では、市民や団体等が利用する施設のほか、高齢者が利用する施設など、全ての施設について、1回目の緊急事態宣言発出時に、令和2年5月末まで施設を原則閉鎖しました。その後の緊急事態宣言期間中においては、施設の特性に応じた対応として、閉鎖や利用制限等を行い、これらの影響により、令和2年度の施設利用者数は、前年度と比較して大幅に減少しました。

3 全庁的な取組内容・課題・今後の対応の考え方

全庁共通事項としては、既存の藤沢市業務継続計画（感染症編）に加え、市内の感染急拡大などに伴う保健所への応援体制や、新型コロナウイルス感染症に起因した新規要素や増加要素に対応するため、各部局において対応可能な職

員数を算出するための基準として、新たに「藤沢市コロナ版業務継続計画」を策定しました。

これに加え、これまでの感染症対応を踏まえ、全庁的な即応体制を整えるための、フェーズに応じた施設やイベント等の開閉・実施基準を設けることについても課題であったため、国のレベル分類や県の病床確保フェーズ、本市における応援体制を踏まえ、感染状況に応じた施設等における取扱いの基準として、「コロナ禍における施設等の開閉基準」を策定しました。

また、部門別の取組内容もまとめました。

各部門での取組のうち、前項の「2 新型コロナウイルス感染症発生後の本市の状況」を踏まえた主な取組として、新型コロナウイルス感染症に関する受診相談体制については、電話回線を増やすとともに、相談員も増やし体制を強化しました。

生活相談で多かった住居確保給付金については、家賃相当分の住宅費の給付と就労支援を行い、住居の確保及び就労に向けた支援を実施するとともに、藤沢市社会福祉協議会が行う貸付金の利用が終了した世帯に対しては、生活困窮者自立支援金として、就労支援と合わせて支援金を給付しました。

労働に関する相談のうち、「働き方相談室」については、相談件数が増加したため、相談日数を従来の週2回を週3回に増やして、就職・転職活動の支援体制を拡充しました。

子育てに関する相談も、利用人数の上限設定や事前予約制などの感染症対策の徹底を図りながら、子育て支援センターやつどいの広場の相談体制を維持し、必要な支援につなげる取組を進めています。

このほか、市民利用施設については、人と人との間隔や、部屋の広さ等を考慮し、積算根拠を明確にした新たな貸出定員数を設定して運用を開始しています。

4 今後の取組について

今後の新型コロナウイルス感染症の動向や変異株の特徴、発現の時期に関して、事前に予測をすることは大変難しいと考えています。

しかし、感染予防のための方策を早急に進めるとともに、すべての感染者が速やかに健康観察や診療が受けられる体制を確保していくことが重要と考えています。

このためには、3回目のワクチン接種の推進、早期診断の体制、地域療養や入院病床確保等の医療体制の確保など、保健所の機能強化や医療提供体制の整

備を引き続き進めてまいります。

特に保健所においては、感染拡大期の患者急増に対応できる保健所機能の強化、デジタル化を含めた効率的な業務改善を進めてまいります。

また、医療面においては、県や藤沢市医師会と連携を取り、入院・宿泊療養の調整、地域療養の強化、速やかな外来受診や入院体制等の更なる整備のための調整を進めてまいります。

個人の感染予防に関しても、引き続き、手洗い・うがい、マスク着用や人との距離をとることでのウイルスの遮蔽、十分な換気等が、感染予防の基本であり、最も重要な方法となることには大きな変化がないと考えています。

近年経験したことのない感染症の蔓延という、災害状況において、Withコロナの思考を常に持ちながら、災害モードと支援モードだけでなく、平常モードも含めた切り替えをしながら、各々の部門でできることや、すべきことを引き続き検討し、市民の安全と暮らしを守るべく、全庁を挙げて、取り組んでまいります。

以 上

(事務担当 健康医療部地域医療推進課)